

## 2. 「マイスター商業施設士」認定基準（審査証明事業実施要領より抜粋）

会長は、次の各項目のうち、いずれかの要件を満たしている商業施設士（シニア商業施設士を含む）であり所定の審査書類を提出したのち、上位資格認定委員会で審査し、理事会で承認された者である事。その後、所定の登録手続きの申請をした者に対して、「マイスター商業施設士」の資格称号を付与することができる。

### 1. 商業施設、流通サービスに関連する講義・講演・教育普及を行っている者

（目安として、関連する講義・講演を年間4～5回以上、おおむね毎年行っている者）

### 2. 設計・施工業務を通して、まちづくりに関連する職務に従事もしくは長年の実績を有している者

（目安として、30年ほど関連する職務に従事している者。もしくは実績がある者）

### 3. デザイン・ディスプレイ業務を通して、商業施設関連の職務に従事もしくは長年の実績を有している者

（目安として、30年ほど関連する職務に従事している者。もしくは実績がある者）

### 4. 中小企業診断士などの公的な商業にかかわる資格を有している者

（目安として、商業施設（技術）に関する資格を有しているか、または自治体等への登録アドバイザーのような要職を持ち、実際にアドバイス業務やコンサルタント業務の実績が延べ10年以上ある者）

#### 〔付記〕

- (1) 審査書類のうちの「推薦書」の推薦者は、マイスター商業施設士またはシニア商業施設士の資格を有している者1名以上とする。なお、申請者は自らの推薦者には成り得ない。また、上位資格認定委員も推薦者に成り得ない。
- (2) 「マイスター商業施設士」の資格付与は、毎年4月1日とする。
- (3) 登録期間は現在登録している商業施設士登録有効期限をそのまま継続し、登録を更新することができる。更新した際の登録期間は3年とするが、期間満了時に引き続き更新することができる。なお、更新のための要件は、①機関誌の購読、②登録更新の際の諸手続き、等とする。
- (4) 「マイスター商業施設士」の資格付与を受けたものは、商業施設士（従来までの登録）及びシニア商業施設士の資格と重複して取得できない。（マイスター商業施設士に登録された者は、商業施設士（従来までの登録）またはシニア商業施設士から移行されたものとみなす。）
- (5) 「マイスター商業施設士」の資格を取得した者を、直近の本会通常総会で公表する。